

自衛隊の訓練用弾薬に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年三月七日

参議院議長 平田健二殿

佐藤正久

自衛隊の訓練用弾薬に関する質問主意書

自衛隊は、防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態への対処能力を向上させるべく、防衛力を整備しているところである。この中で、部隊の戦闘能力の維持・向上を着実に図つていくため、訓練用弾薬を取得している。

一方、厳しい予算環境の下での弾薬取得及び実弾射場の制約等の要因により、射撃訓練等において、部隊の戦闘能力の維持・向上に影響を与えていたとの指摘もある。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 平成二十年度、平成二十一年度及び平成二十二年度における学校教育を除く陸海空自衛隊の訓練用弾薬（空砲及び空包除く）の弾種・弾数及び弾種毎の予算額・執行額について明らかにされたい。また、残弾があれば、その弾種毎の弾数を明らかにされたい。

二 平成二十年度、平成二十一年度及び平成二十二年度における陸上自衛隊普通科連隊毎の訓練用小銃弾（空包除く）の弾数及びその予算額・執行額を明らかにされたい。

三 平成二十年度、平成二十一年度及び平成二十二年度における陸上自衛隊及び航空自衛隊の対空火器（機

関銃等除く）の訓練用弾薬（空砲及び空包除く）の弾種・弾数及びその弾種毎の予算額・執行額について明らかにされたい。また、残弾があれば、その弾種毎の弾数、火器毎の実弾射場及び射撃頻度を明らかにされたい。

四 部隊の戦闘能力の維持・向上の観点から、訓練用弾薬取得に係る予算制約や実弾射場の制約等の現状に対する政府の見解如何。また、こうした現状への対応策について政府の見解如何。

右質問する。